

## スポーツ少年団単位団活動交付金使途に係るガイドライン

平成29年度から単位団活動交付金の内容が一部変更となり、各単位団へ交付される金額が前年度よりも増額となります。単位団活動交付金は、組織の充実と運営の円滑化を図るための活動費となります。交付金対象項目等について、下記の表の通り使途基準を参考にしてください。また、交付金の使途については、各単位団で話し合ってください、正しくご活用されますようよろしくお願いいたします。

### 1 交付額

次の割合で算定したものの合計額を交付する。

①団員数 × 2,000円 (※7月31日までに登録した団員)

②均等割額 30,000円

※宮崎市スポーツ少年団単位団活動交付金交付要綱第3条第1項交付金参照

### 2 交付金対象及び対象外表

交付金対象経費	交付金対象外経費
<b>【活動に関わるもの】</b> 奉仕活動費（ボランティア活動等） レクリエーション（キャンプ、クリスマス会等） 練習に係る経費（体育館使用料、ボール、石灰等） 救急用医薬品 栄養会（指導者及び団員が参加するもの） 大会費用（参加料等） 旅費交通費（合宿、遠征等） 等	<b>【活動に関わらないもの】</b> 酒席、宴席等の経費 監督・指導者の謝金 慶弔費 等

※上記の表は参考として記載しておりますので、使途については、活動交付金の主旨を踏まえ各単位団で考えて執行してください。

### 3 セルフチェック項目

	はい	いいえ
・ 出納帳（記録簿）は作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 適時に通帳記入されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 不要な現金、金券を長期に保管していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 領収証は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 定期的に監査は行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※透明性の高い運営を心がけていただき、1つでも「いいえ」にが入ったら改善するようお願い致します。